

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第58回電力・ガス基本政策小委員会  
議事要旨

日時：令和5年1月25日（水）10：00～12：07

場所：オンライン会議

**出席者**

<委員>

山内委員長、秋元委員、岩船委員、大橋委員、澤田委員、松橋委員、村松委員、四元委員

<オブザーバー>

株式会社エネット 谷口代表取締役社長、電気事業連合会 佐々木副会長、電力広域的運営推進機関  
大山理事長、一般社団法人日本ガス協会 早川専務理事、送配電網協議会 平岩理事・事務局長、電力・  
ガス取引監視等委員会 新川事務局長

<経済産業省（事務局）>

小川電力基盤整備課長、吉瀬電力産業・市場室長、野田ガス市場整備室長

**議題**

- （1）電力・ガス小売全面自由化後の進捗と最近の動向について
- （2）「今後の電力政策の方向性について 中間とりまとめ」を踏まえた小売分野の省令やガイドラインの改正について
- （3）電力システムの更なる検討課題について

**配付資料 一覧**

- |       |                                                     |
|-------|-----------------------------------------------------|
| 資料1   | 議事次第                                                |
| 資料2   | 委員等名簿                                               |
| 資料3   | 電力・ガス小売全面自由化後の進捗と最近の動向について                          |
| 資料4   | 「今後の電力政策の方向性について 中間とりまとめ」を踏まえた小売分野の省令やガイドラインの改正について |
| 資料5-1 | 電力システムの更なる検討課題について                                  |
| 資料5-2 | 競争と安定を両立する市場・取引環境の整備のためのアンケート調査（案）                  |
| 資料5-3 | 今後の火力政策について                                         |
| 参考資料1 | 牛窪委員からの御意見                                          |
| 参考資料2 | 大石委員からの御意見                                          |

## 議事要旨

### (1) 電力・ガス小売全面自由化後の進捗と最近の動向について（資料3）

※送配電網協議会平岩オブザーバー、電気事業連合会佐々木オブザーバーから発言希望があったため、冒頭でご発言

#### ●オブザーバーコメント：

・TSOによる今回の情報漏洩事案については、小売電気事業者間の公平な競争を揺るがしかねないもの。極めて遺憾である。現在、全ての TSO 及びみなし小売に対し、緊急点検を行っている。詳しく調査し、適切に対処していく。

#### ●委員コメント：

・顧客情報の利用について、現在調査中とのことなので、その調査結果を待って具体的な対応を検討するというところだと思いが、一般論として、こういったことが発生しない仕組み、並びに運用が必要である。情報の管理については、予防的な対策が必要であるところ、不十分だったということだと思うので、情報遮断が適切に行われるようにしていただきたい。他方で、ルールをつくるだけでは意味が無いので、ガバナンスの観点から3つのディフェンスライン（現場での準拠、責任者による確認、中立的立場の者による内部監査）を意識し運用してほしい。また、デジタルのログを確認することなどによっても対処できると思うので、必要な対策をお願いしたい。

・無電柱化について、災害対策の意味合いで進めていくことは賛成。コストの一部が託送料金で国民負担になるのでコスト抑制が必要。将来発生の有無など曖昧さが残ってはならないので、整理を進めてほしい。

#### ●委員コメント：

・今回の情報漏洩事案は、公平な競争を強く揺るがしかねないもの。システム全体の問題・懸念にもつながる。こうしたことが起こらないよう、しっかり対応してほしい。

#### ●委員コメント：

・情報管理の重要性は、どの企業も認識している中で、こういうことが起こってしまったということは原因究明が必要である。先に述べた委員のご指摘のとおり、仕組み作りが重要であり、また、意識レベルの低さがこういったことを招いたと思うので、しっかりとこの点も受け止めてほしい。

・無電柱化はもちろん進めたほうが良いが、コストや工期の負担を勘案しながら施工業者のみに負担がかからないようにするのが良い。目指すべき方向として、どれぐらいの期間でどれほどやっていくのか。

#### ●オブザーバーコメント：

・行為規制については、幾度も議論が重ねられてきたところ、今回の事案は非常に残念。関西電力の報告によると、4割を超えている社員が電気事業法違反と認識しつつ閲覧し、1割が顧客への提案活動のために情報にアクセスしたとのこと、先に述べた委員の御指摘のとおり、仕組みと意識の問題がある

と思う。情報入手までのプロセス、情報入手後の提案活動の内容など行われた行為について電気事業法、個人情報保護法、独占禁止法など関連法案の観点からも確認し、必要な仕組み、運用の規律の確立をお願いしたい。

●委員コメント：

・情報漏洩事案については、わかりながら、やっていたのではないか。意識が低いどころの話ではない。こういうことは、自由化の仕組みの根本を揺るがしかねないので、本事案は十分に調査した上で、仕組みを見直して、二度とこういうことが起こらないようにしていただきたい。

●オブザーバーコメント

・一送としては無電柱化計画に沿って施策してきたが、引き続き限られた経営資源を活用し推進する所存。P. 42 に記載の道路整備と同時に無電柱化を推進していくことは有効と考えており、しっかり対応したい。この場合の費用負担について整理をしているが、道路整備時に想定しえない需要が発生した場合の費用負担は一送とされているが、将来需要をどう想定するかのルール作りを検討してほしい。想定しえなかった場合でも大規模な宅地が作られる場合などは一送の負担が過大になる場合が考えられるため、こうした費用が確実に回収されるようレベニューキャップの中での検討をお願いしたい。

○事務局コメント：

・今回の事案については、資源エネルギー庁としても由々しき事態であると認識している。電力・ガス取引監視等委員会において調査が行われているが、調査結果を踏まえて、我々としても対応を検討していきたい。

・目標について、P. 39 に記載の 2027 年までの計画に沿ってやっていく。2,000km 実施したとしても電柱としては数万本ということで、電力会社の電柱は 2,000 万本程度なのでまだ道半ば。電力会社のみならず、国、自治体との連携を密にしながら推進していく。

(2)「今後の電力政策の方向性について 中間とりまとめ」を踏まえた小売分野の省令やガイドラインの改正について（資料 4）

●委員コメント：

・小売電気事業者から需要家への説明事項の追加については、書類の作成など、その準備に時間がかかると思うので、現実的なスケジュールで進めてほしい。また、小売電気事業者向けの説明会などを通じて、実務に混乱が生じないようにしていただきたい。

・中途解約の対象がわからないのだが、自分は中途解約の意味するところは、契約期間の途中で小売電気事業者側から契約を切ることを指すと思っていたが、自動更新の拒否と資料に書いてあったので、その対象を明確にしたい。たとえば、交渉した結果として折り合わないということもあると思うのだが、こういう場合も中途解約に該当するのか。仮に該当するのであれば、さきほどの事例は頻繁に生ずることだと思うので、事業者負担につながるのではないか。この範囲はきちんと議論すべきである。

・P. 9 の 2. について財務状況を公示するのは、事業者の負担が大きい。望ましい行為であるので、やっ

てもやらなくてもいいということかもしれないが、そうだとすると実効性がないし、このまま進めることは違和感がある。

○事務局コメント：

- ・自動更新の時に、需要家が想定していないタイミングで、小売電気事業者から突然に契約を更新しない旨を告げられることは、期中の解約と同様に需要家の予見可能性がないことだと思っている。御指摘の協議不調までを念頭においているものではない。
- ・財務情報の開示については、実務的に電力・ガス取引監視等委員会と協議をしたいと思う。

●委員コメント：

- ・中途解約の範囲もルールの中で明確にしていただければと思います。

### (3) 電力システムの更なる検討課題について（資料5-1～3）

（資料5-1、5-2について）

●委員コメント：

- ・資料5-1の小売電気事業者の説明義務について、需要家に伝わらないことを懸念している。価格変動のリスクについては、これまでの実績に基づいて説明してもらえばいいと思うが、その社がどのようなリスクの取り方をしているかというのは説明しても需要家に理解されないのではないか。関心がある人が自分で調べられるようなことは説明してもいいかもしれないが。規制料金の値上げについても、すでに切り替えている人には大きな影響がないにもかかわらず、あたかも全ての需要家の料金が上がるかのように捉えている。それは一般の人だけではなく、報道もそうなっている。伝えるということがいかに難しいかということだと思う。そうすると、自分は変動リスクに絞って伝えるほうがいいのではないかと思う。

●委員コメント：

- ・資料5-1のP.4 3ポツの説明は、もう少し補足する必要があるように思う。これまで短期的な取引の流動性を高めてきた結果、燃料調達面ではスポット調達の比率を高めた。そしてそれは、必要量の見通しが立ちづらくすることにつながり、ひいては長期取引が少なくなったのだと思う。今後の整備を考えるにあたっては、こういう話も念頭に置かないといけない。アンケートの結果だけみると、発電の視点と小売の視点ではおそらく長期契約の在り方もズレるわけだが、発電側の燃料調達における長期契約を促すための小売側の長期契約の在り方を議論しないといけないことを前提とすると、小売の観点からだけの長期契約の在り方というのは意味が無い。
- ・アンケートの質問の中で、価格の変動と契約の期間が別に聞かれているところがあるが、これはトレードオフの関係（長期契約は変動が少なく、短期は変動がある）なので、質問はトレードオフの中でどう判断するかというほうが実態に近いのではないか。
- ・小売の説明義務のところは、小売側に意識付けを与える意味でも重要だと思う。その上でどのように説明するのかということ。書面ベースでの説明を想定しているように記載からは読み取れるが、それで

十分なのかというは次に考えないといけない。

●委員コメント：

・需要家への説明を求める反面、営業が勧誘する際、リスクを説明しすぎると勧誘できないというところもあると思う。説明の在り方も重要だが、まずは説明のスタンスを持つ必要がある。説明することと、勧誘することがトレードオフではないということの教育と、問題があったときの相談窓口を整備することを含めて、説明義務の在り方を考えていくべきではないか。

●委員コメント：

・資料5-1のP.10の原則論にはすべて同意する。一方で、P.11の事業の安定性というところは、先に述べた委員に賛成で、需給管理者やインバランスの負担についてのリスクを伝えることは大事だが、伝えることは非常に難しい。親BGがインバランスを負っている場合を想定しているのだと思うが、一般の需要家に伝えるのはほぼ無理だと自分は思うのだが、そこまで規定し求めていくのか。また、その場合、書面でもそれを買って郵送するということになると思うが、多くの需要家は読まずに捨てることになると思うところ、それだと単に小売の負担を増やしたただけになってしまうので、やり方については検討していきたい。金融商品はそれを買おうとしている者への説明だと思うが、電気は全員が使うものであって、状況が異なるので、その説明の在り方は金融とは異なるのだと思う。

●委員コメント：

・資料5-1の需要家への情報提供の充実化について、現在、物価高騰、賃上げと中小企業は非常に厳しい状況にあり、その中で高騰しているエネルギーコストにも関心がある。このため、メリハリのある情報開示を行い、納得して選択できる環境を整えてほしいと思う。ぜひこの方向で進めてほしい。説明すべきなのは、料金変動の推移、その要因、料金の内訳だと思っていて、これらを説明いただくことで料金のメカニズムの理解が需要家側も進むのではないか。

●委員コメント：

・資料5-1の小売電気事業者の規律の在り方について、料金メニューの多様化は進んでいくと思うが、特に燃料高騰をうけて、市場連動型のメニューは今後増えていくものと思う。そういった中では、その料金メニューのリスクとメリットの説明が受けられることはこれまで以上に重要。各メニューの特色を踏まえた上で納得感をもった選択ができるよう、詳細の検討を進めたい。書面の交付については、DX化の動きもあるので、電子化を進めていきたい。

●委員コメント：

・小売電気事業者の説明義務について、事務局案に賛成。トラブル防止の意義はその通りであり、事業者が最低限提供すべき事項を決めることは大事だが、どうやってわかりやすく需要家に伝えるかということは各社でも知恵を絞って実行してほしいと思う。料金の変動リスクの点は特に重要だと思うので、メリハリを付けた説明義務がいるのだと思う。

●委員コメント：

- ・需要家への説明義務について、変動リスクの説明は必要だと思うし、わかりやすさも大切。一方で、先に述べた委員の意見に同意だが、経営の安定性については専門家でも難しい項目なので、需要家が説明をうけたとしても理解が進まないのではないかと。また、そのような項目について、説明はしたから、あとは自己責任であるというのは認められないと思うので、こういうものは、わかりにくいという前提の元、問題ある行動をする事業者を国がよく監視することで需要家を困らせていくのではないかと。もちろん形式的な公表を否定するものではない。
- ・アンケートについて、回答内容は事業者によって色がでると思うので、母集団と回答内容のクロス分析をすることでアンケートの結果を検討に生かしてほしい。

●オブザーバーコメント：

- ・アンケートの実施について、その方針、意義に賛同する。契約のタイミングやボリュームによる料金変動、オプションなど、グループ内の取引と無差別になっているかも重要だと思っている。

○事務局コメント：

- ・資料5-1のアンケートについて、委員から短期契約を増やすことと、長期契約の在り方について、御指摘をいただいた。長期契約だけでは小売側から見たときに差し替えができないことや必要に応じた調整ができないことからリスクがあり、その意味で短期契約についてもある程度の流動性があるという趣旨で記載したが、いただいた御指摘はご尤もだと思う。その観点を念頭に置きつつ、1年以上の商品のニーズを確認し、どのように整備していくか考えていきたい。
- ・小売電気事業者の説明義務のうち、料金の変動性については、どういう形でやるかという工夫のところはもう少し考える必要があるが、義務に追加するということではご賛同いただいたと認識。経営の安定性については、難しいという御意見をいただいた。今回は説明義務として提起させていただいたが、次回以降はHPに公表すべき事項を、そしてその先に需要家にわかりやすい説明として比較など段階をもって引き続きご議論いただきたいと考えている。

(資料5-3について)

●委員コメント：

- ・火力のポートフォリオの問題について、経済性で石炭・石油火力をやめることは分かるが、CNの文脈で石炭・石油をやめるというのはもう少し待つべきではないか。安定供給を考えると燃料は多様化すべきであり、欧州に関しても石炭は生き残りそうだという状況。日本においても低炭素化は重要だが、リザーブとして石炭残しておくべきではないか。LNGより長期保存可能で、炊きさえしなければCO2は出ないので、発電所として維持し、なるべく稼働率下げるとというのがCNと安定供給の両面でいいのではないかと。
- ・燃料確保については、国が責任を持つべきではないか。LNG在庫等の現状の管理で態勢が十分なのか検討いただきたい。経済性、安定性が取れた調達であったと言えるのか検証されるべきではないか。不安定な燃料市場の環境下で、最適な調達を行うためには、最適な在庫の管理だけでなく、電力だけでなくガス会社も含めた全体の調達計画の把握が必要だ。事業者の競争領域という面はあるが全体管理すべ

きではないか。

・エネ基の火力の比率が示されているが、2030 までに非化石電源がここまで進むのか、疑問。事業者が LNG の調達をエネ基を元に調達とすると、目標と現実に矛盾が生じる。この矛盾を埋められるのは目標を作った国であるので、そういった点も踏まえ、各事業者の状況を確認し、全体管理すべきである。事業者にしかならない部分もあると思うので事業者にプレゼンしていただく機会が合ってもいいのではないか。

●委員コメント：

・現在備蓄できない LNG に偏重しており、燃料リスクが高まっている。特定物資に指定して国家調達するのかもしれないが、非常にコストが高くなり、全部をカバーできないだろう。非効率火力の退出を促しつつ、石油・石炭というオプションは残すべき。石油火力が安いから石油が重要だというように聞こえたが、価格の短期的な変動で電源種の選択を議論するのではなく、価格と関係なくエネルギー政策としてどういう形のポートフォリオを組んでいくのか議論すべき。スポットと相対について、相対は価格が安定していることにメリットがある。どう組み合わせることで短期・長期のバランスをとるか考えるべき。短期・中長期の話を持ち分けて考えるべきだ。石油サプライチェーンの関係で内航船等持つ必要がある。GX-ETS について、高度化法や省エネ法とどう整合するのか、遅滞なく議論すべき。

●委員コメント：

・脱炭素電力について、最後どういうポートフォリオであるべきかを考えると、日本状況を考えると脱炭素火力が重要である。過渡期をどう乗り越えるか。石油石炭 LNG を活用しつつ、混焼を進めるに当たって、燃焼効率を上げる技術・専焼化の技術をしっかりと進めるのが重要だ。

●委員コメント：

・価格の推移があったが、石炭の価格上昇の話は合ったが特性を考えると、これは短期的なもの。短期的なものに惑わされるのはよくない。火力の全体方向性は同意である。水素アンモニアは脱炭素化を進める上で重要。どの脱炭素火力を用いるかは事業者が公平な選択の元で自由に選択出来るようにすべきだ。CCSready や CCU など幅広い形で認めるべき。石油火力は液体火力という面でメリットがあるので、E-FUELS のような脱炭素化された石油を使う。脱炭素のトランジションはあまり決めすぎない方がよいと考える。

●委員コメント：

・再エネの調整力、移行期の安定供給のために、化石燃料は重要だ。火力の脱炭素化を考えると、安定供給前提でカーボンフリー火力も推進すべき。石炭火力の混焼技術に関しても石炭火力の依存度の高い東南アジア等の技術展開を図り、アンモニア製造のイニシアチブをとっていきと言った取組にも期待したい。

●委員コメント：

・火力について、調整力・慣性力の観点で今後も火力は一定程度維持する必要がある。維持する上で脱

炭素化、設備更新が必要。中長期的な火力の発電量を幅のある形で示すことは事業者の投資予見性を高め、国内外に火力利用の方向性をしめす点で重要。厳しい競争環境にある発電事業者の火力電源の脱炭素化・維持・更新といった経営判断をするために投資予見性が確保される必要があり、長期脱炭素電源オークション、容量市場、脱炭素電源の値差支援も是非実行が上がる形で運用していただきたい。

・燃料調達の権益の確保や長期契約・需給ひっ迫時の燃料追加調達について、国が主導し、リスク・費用負担を整理して、発電事業者のリスク・負担を超える範囲について、公的な取組を含め、負担に関する制度の整備が必要と考える。

●委員コメント：

・安定供給確保のために火力維持、事業社の予見可能性を確保する形で S+3E を阻害されることのないようにということ。脱炭素燃料は幅広く持つべき。バイオマスも活用していただきたい。

・火力発電投資について、需要予測、供給力把握は国から示していただき、こうしたものを前提としていただきたい。

○事務局コメント：

・いただいた意見踏まえ、今後個別各論について進めていきたい。事業者の声をどう聞いていくか、どうできるか考えたい。需給について火力の役割を考える上で、安定供給足りていればよいということではなく経済性も含めて振り返ることは重要と考える。短期・長期をわけて考えることは重要と認識している。足下の環境変化とすることで紹介した石炭の価格の話は、今後の中長期の政策の前提というよりは足下の変化はこういった変化起こりうると言うことを念頭に中長期の事も考えるべきと考えている。安定供給という観点でのポートフォリオ、経済性、具体の施策については次回以降議論いただければ幸い。